



金 沢 市 公 報

第 3 1 1 8 号 の 3

令和5年(2023年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

●教育委員会告示

○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について

(教育総務課) 1

ページ

○昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について

(") 1

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から効力を有するものとします。

令和5年8月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表明成小学校の項中「西堀川町」の次に「、東山1丁目(2番～16番、23番～32番に限る。)、東山2丁目(1番～11番28号、14番17号～14番44号、21番～24番、25番41号～25番58号、27番、28番に限る。)、東山3丁目(6番12号を除く。)、卯辰町、鶯町、子来町、八幡町、小橋町(1番12号～2番2号、2番42号～3番3号、3番7号～4番、5番19号～6番9号、6番30号～6番36号に限る。)、森山1丁目(1番1号、1番19号～1番23号に限る。)」を加え、同表馬場小学校の項を削る。

●金沢市教育委員会告示第3号

昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から効力を有するものとします。

令和5年8月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表長町中学校の項中「、馬場小学校通学町」を削る。

令和5年(2023年)8月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄